Ⅱ　教育委員会の活動状況

１　教育委員会の組織

（１）　組織

教育委員会は、都道府県及び市町村等に置かれる合議制の執行機関であり、学校教育、社会教育、文化財保護等に関する事務を管理及び執行している。

（２）委員

大阪市教育委員会は、６人の委員で構成され、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、市長が市会の同意を得て任命している。任期は４年となっている。

委員長は、委員のうちから選挙により選ばれ、任期は１年で、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。

教育長は、委員（委員長を除く）のうちから教育委員会が任命し、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。

（平成 24 年９月現在）

職名	氏名	職業	任期
委員長	矢野裕俊	武庫川女子大学文学部 教育学科教授	21.2.27～25.2.26
委員 (委員長職務代理者)	長谷川惠一	学校法人エール学園 理事長	22.3.31～26.3.30
委員	勝井映子	弁護士	20.12.3～24.12.2
委員	高尾元久	産経新聞社大阪本社 嘱託業務アドバイザー	23.2.21～27.2.20
委員	大森不二雄	首都大学東京 大学教育センター教授	24.6.1～28.5.31
委員	永井哲郎	教育長	22.4.1～26.3.31

（参考）

前委員	佐藤友美子	サントリー文化財団 上席研究フェロー	20.3.31～24.3.30

2　教育委員会の活動

（1）教育委員会会議

教育委員会は委員の合議制の機関であり、教育委員会会議において次に掲げる事項を決定し、その決定に基づき教育長が事務局を指揮監督して事務を処理している。

(1) 教育行政の運営に関する基本的な方針・計画の策定・改訂
(2) 教育委員会規則の制定改廃
(3) 予算その他市会の議決を経るべき議案についての市長への意見陳述
(4) 係長以上の職員・校長・教頭の任免、教諭・養護教諭・栄養教諭の採用、職員・教員の分限・懲戒、附属機関の委員の任免等
(5) 教育委員会表彰の授与
(6) 学校園等の教育機関の設置・廃止
(7) 教科書の採択

教育委員会会議は委員長が召集し、原則として月２回の定例会及び必要が生じたときに臨時会を開催し、23年度は定例会24回、臨時会８回であった。会議では、133件の議案を審議し採決を行うとともに、16件の報告を聴取した。会議は公開を原則とし、開催予定や議案等、会議録をホームページに掲載して情報発信に努めた。

【主な議案、報告事項】

・平成 24 年度使用教科用図書の採択について
・平成 22 年度教育委員会事務局経営方針自己評価結果について
・平成 24 年度大阪市立高等学校入学者選抜方針について
・西淀川区における児童虐待死亡事件について
・「これからの生涯学習の推進に向けて」について
・平成 24 年度教育委員会事務局運営方針案及び予算案について
・「全国学力・学習状況調査」を活用した大阪市調査の結果について
・平成 23 年度大阪市体力・運動能力調査の結果について
・平成 23 年度大阪市指定有形文化財等の指定について
・平成 24 年度大阪市学校教育指針について
・大阪市教育行政基本条例案及び大阪市立学校活性化条例案について
・大阪市職員基本条例案について
・国旗・国歌条例案について
・労使関係等の調査について

（２）教育委員協議会

教育委員会会議以外に教育施策等に関する意見交換や、議案についての事前の調査・研究などを行うほか、次に掲げる案件を協議するため、教育委員協議会を 23 年度は 35 回開催した。

・釜石市への職員派遣活動について
・大阪市及び大阪府の学力向上施策について
・学校選択制の導入にかかる熟議について

など

（３）その他の活動

各委員は、上記のほかに次に掲げるさまざまな活動を行っている。

○市会に出席し教育委員会の見解を表明
　・市会本会議代表質問（２回）
○市長との意見交換会（３回）
○指定都市教育委員・教育長協議会等への出席（３回）
　・平成 23 年度指定都市教育委員・教育長協議会（２回）
　・都道府県・指定都市新任教育委員研究協議会
○学校園等の教育機関への視察（７回）
　大阪歴史博物館、ピースおおさか、大阪市音楽団、聴覚特別支援学校、新東淀中学校、新東三国小学校、天下茶屋中学校
○本市市立学校園の園長会・校長会等との意見交換（３回）
○各種式典等への出席（７回）
　・平成 23 年度大阪市公立学校教職員新規採用者発令式
　・平成 23 年度大阪市 PTA 協議会退任理事等感謝状贈呈式
　・平成 23 年度市長・教育長表彰　等
○平成 24 年度使用教科用図書の研究（５回）
○委員発案プロジェクトの開催等（５回）
　・マネジメント支援プロジェクト
　・教育における減災プロジェクト
○「教育委員目安箱」の設置（平成 24 年２月）

３　各委員の取組等に関する自己評価結果

教育委員会の各委員が、大阪市教育行政基本条例第６条第２項の規定により、教育振興基本計画に定めた目標を達成するために平成 23 年度において自ら行った取組、活動の状況について点検及び評価を行った結果は、次に掲げるとおりである。

【矢野委員長】

合議制の教育委員会を構成する教育委員の第一の職務は、教育委員会会議に出席し、本市の教育に係る重要事項の審議と議決を円滑かつ適正な内容ですすめることであり、平成 23 年度に開催された計 30 回の教育委員会会議に出席し、建設的な意見を述べることにより、本市の教育行政の推進に教育委員として職責を果たした。そのことをふまえて、教育委員として次のことを行ってきた。

平成 23 年度に入る前から、教育委員会が会議での審議・議決にとどまらず、調査やプロジェクトを企画し実行するなど、執行機能を強めることが重要であるとの認識を教育委員の間で共有してきた。平成 23 年度はそうした認識に基づいて、それまでに行わなかったことに取り組むこととした。

その一環として、市立学校園の実情や課題、教育委員会への要望などを知ることを目的として、市立学校園長会との意見交換会の開催を提案し、５月下旬に特別支援学校長会、幼稚園長会、小学校長会、中学校長会、高等学校長会と意見交換した。それにより、校種別に市立学校園がかかえる課題をより具体的に把握することができた。特に小学校長会では教員が多忙化し、孤立化しやすい状況にあることを聞くとともに、教頭職に問題が集中していることについて対策を考えていくべきであるとの考えを教育委員の間で共有した。これについては、校務のＩＣＴ化や副校長のモデル設置といった施策とあいまって、問題の解決に向けた取り組みへとつながっている。

本市学校園の教育力向上のためには優れた教員の確保が不可欠であり、そのためには教員採用の方法を改善することがきわめて重要であるとの認識に基づいて、本市教員採用試験の合格者確定に関する審議に付帯して、特に採用試験への志願状況が低迷する中学校の理科、数学、技術家庭科の教員採用について、高等学校教員採用試験受験者の併願制度や大学推薦による教員採用枠の新設など、改善策を提案した。そうした改善策は平成 24 年度に行った教員採用のための選考においてすでに導入されている。

本市がかかえる社会教育施設・団体は充実したものがあるが、それら施設・団体の現状と課題を把握するために、大阪歴史博物館、ピースおおさか、大阪市音楽団、野外音楽堂を視察し、それら施設の利用状況、団体の市民に対する活動状況の実際を知った。本市の社会教育施設・団体は広く市民の文化活動や生涯学習に生かされていることが分かった。また、本市における生涯学習活動は、教育コミュニティづくりの要でもあり、そのいっそうの活性化が望まれるところであり、そうした見地から、生涯学習大阪計画の中間時点での見直しに取り組んだ。

本市立学校の実情を把握するために市立聴覚特別支援学校、新東淀中学校、新東三国小学校を視察した。視察により、本市の教育には守り発展させるべき優れた伝統が

生きていることを知るとともに、地域や家庭が抱えている困難が学校での生徒の学習とも深い関係をもっていることをも実感し、生徒の学習を支援するための包括的な取り組みの必要性を認識した。

３回にわたる市長との意見交換会を開催することにより、教育委員会と市長とのパイプを強化することができた。また、それをふまえて、教育委員会において数次にわたる議論を経て教育行政基本条例案と学校活性化条例案をとりまとめた。学校活性化条例案という名称をはじめとして、両条例案には教育委員会の意見を反映することができた。意見交換会で市長から提案のあった「目安箱」を教育委員会事務局に設置し、市民、学校関係者ほかから直接に意見を求めることにより、様々な問題を把握するとともに、それらのうち教育委員会において検討すべき問題については解決のための手だてを講じた。

教育委員会としては、子ども、青少年、大人がしっかりと学び、健全に成長していけるような教育コミュニティづくりをいっそうすすめることが重要であり、その核としての学校の役割はさらに大きくなると考える。当面の重要課題としては、児童生徒の学力向上のための有効な方策を打ち立て、学校を支援することである。そのためにも教員の資質向上を図り、児童生徒はもとより教職員にとっても活気ある学校組織にしていくことが重要であり、そのことに重点的に取り組んでいきたい。

【長谷川委員】

(1)平成 23 年度の教育委員会の状況・課題についての認識

（ａ）方針が複雑である。

教育委員会の状況・課題として、局運営方針の経営課題の設定が複雑であることを第一にあげたい。経営課題１・２・３が教育内容のテーマとなっているが、大阪市教育振興基本計画と学校教育指針と各学校の学校運営計画、それに局運営方針が、一本筋が通っていなければならないが、その統一感がないため、教育委員会として実行しなければならない内容が理解しにくい。そのため現場は従来の方針を踏襲している。

（ｂ）方針の実行性が弱い。

方向が少し総花的であるため、重要度に比重をかけた施策となっていない。特に重要度の高いものに施策を集中させるべきである。例えば、もっとも重要な課題として、『確かな学力』が挙げられるが、その施策として、直接的には習熟度別対策が、間接的には社会総がかりで、放課後などの個性的な教育施策に比重をかけるのも一案だろう。

（ｃ）方針の重要度の検証ができていない。

教育委員会の 23 年度の議論は、施策の重要度があまり考慮されていない。教育委員会の 23 年度の議論を振返ってみて、重要度を充分に議論していなかったことに気づく。議題があまりにも多いため、重要度の高いものにシフトしなければならない。

(2)平成 23 年度に特に取り組んだこと

（ａ）結果的に教員の不祥事対策にエネルギーをかけた印象を持つ。

23 年度の議案の中で、最も時間をとったのが不祥事対策であった、という印象を持っている。これが教員の活性化対策に結びつければよいが、そのような前向きな議論

にならなかった。このようなことが起こる根本的な原因を議論し、本質的な対策が打たれる努力をしていくことが大切である。次からは、本質的な議論の上で、教員の活性化策を提案できるようにしたい。

（b）方針を徹底するための対策に取組む。

私は方針管理が不充分で、そのキーが校長のマネージメントにあると思い、小学校２校、中学校２校の校長に集まってもらい、現場での運営のあり方について議論する場をもたせてもらった。そこで分かったことは、めざすべき子ども像は地域文化に根ざしたものでもあり、何十年も変わっていないことが明確になった。地域文化を大切にすることは大変重要なことであるが、一方で時代が大きく変化することで、時代に合わせた方針も考慮される必要があるし、教育委員会自身も方針を示しているが、学校教育指針の中で変化させている内容が充分実施されていない状況があることも分った。

(3)その取組により、どのような成果があったか

（a）不祥事対策

不祥事対応を曖昧にしないという意味では、管理面では評価できるが、教員の活性化に役立っているとは思われない。

（b）方針管理の徹底

校長との議論によって課題が明確になりつつあった。今後教育振興基本計画が現場にどのように浸透していくかの道筋が私自身明確になったことが成果ではなかったかと思う。

(4)今後の取組の方向性

（a）もう少し現場と話し合いたいが、校長先生が現場に数値目標を立てさせる役割は、若い人しかできないという意見が各校長から出されていた。その数値目標を立てるのに抵抗がない人を学校マネージメントに参加させる仕組みを模索し、数値目標が達成できる組織をつくりたい。

（b）市長が予算化された３事業（ＩＣＴ化、副校長制、食育）を教育的な観点から意味づけし、それを教育の質保証の課題として取り上げ、質向上の数値目標を掲げて現場で実施できる環境を整えたい。

【勝井委員】

教育委員としての活動を行うにあたり、教育委員会会議において決定する各種取組が、一人一人の子どもを中心に据えたものになっているか、子どもに日々接する教職員の子ども理解に関する意欲・能力を引き出し伸ばすものになっているか、教職員同士や教職員と管理職が互いに信頼・協力し合いチームとして対応することをサポートするものになっているかを常に意識し、保護者としての視点、及び、法律家としての視点（案件の違法性の有無のみならず、目的と手段の整合性、過度の規制となっていないか、代替手段の有無、他の法的価値を損なう虞の有無等にも留意した）をもって、各回の会議、協議会等における議論・議決に加わった。

平成 23 年度は大阪市教育行政基本条例案、大阪市立学校活性化条例案、職員基本条例案に関する審議（教育委員会会議、教育委員協議会、内容の事前検討等）に多く

の時間を費やした。その際、各条例案が先に述べた価値を実現できる内容となっているか、及び、保護者・法律家としての視点から意見を申し述べた。例えば、大阪市教育行政基本条例については、開かれた教育行政の案文（第５条）に関し、教育状況に関する積極的な情報提供も、行き過ぎると、例えば学校が学力テストの点数等による競争にさらされ、一人一人の子どもを尊重する教育が実現できなくなる虞があるとの考えから、同条第１項に「子どもの最善の利益に反しない限りにおいて」との留保を付すこと、第２項に「子どもの最善の利益を実現するために」と最重要価値を明示することを提案した。また、職員基本条例については、市長の附属機関として新設される人事監察委員会が、現行法制上、教育委員会の職務権限と抵触する内容を含むと考えられたことから、その旨の意見を申し述べた。

その他、労使関係に関する職員アンケート調査にかかる議案については、許されない行為に対しては毅然と対応すべきことを当然の前提としつつ、目的に照らして過度の調査内容となっていないか等について検討し、意見を申し述べた。

また、平成 24 年度の取組ではあるが、学校選択制を含む就学制度については、毎回の熟議に参加し、学校選択制が一人一人の子どもをかけがえのない存在として尊重する教育環境を実現できる制度たりうるか、教職員が互いに信頼・協力し合って執務できる環境を実現できる制度たりうるか、各学校が保護者、地域等のサポートを得て運営できる制度たりうるか等の観点から、広く保護者や関係者等より実情や意見をお聞きし、義務教育を担当する大阪市の小中学校としてあるべき制度とは何かを共に考え、議論に加わっている。

以上はこの間の取組のごく一部であるが、前述の最重要価値の実現のための案文修正や、保護者として、また、法律家としての視点に基づく議案の修正等を実現することができ、一定の成果はあったと考える。

残りの任期においても、前述の最重要価値の実現に向け、保護者としての視点及び法律家としての視点から意見を申し述べることで、教育委員会の意思決定の一端を担う所存である。

最後に、本市の教育委員の構成について意見を述べる。当職が十分な役を果たし得たかはさておくとして、法律家が教育委員を務める必要性を痛感している。また、教育委員６名中、女性が当職のみという状況（佐藤委員退任以降）は、男女比に余りに偏りがあると感じる。今後、法律家が教育委員に就任すること、及び、女性が少なくとも２名以上は教育委員に就任することが、本市のバランスの取れた教育行政の実現にとって好ましいと考える。

【高尾委員】

・**（全般）**教育委員会会議、同協議会及び学校訪問、その他の教育委員としての全活動に参加・出席し、必要な審議（発言）、議決、管理、執行等を行った。

・**（教育条例）**大阪市教育行政基本条例及び大阪市立学校活性化条例の立案、審議に努力を傾注した。私の基本的立場は①教育の現状に対する真摯な反省と改革向上②児童生徒及び保護者を中核とする人たち（以下「教育のステークホルダー」）の意思・利益の尊重③その実現のための仕組みの構築④教育委員会（教育委員）の形骸化の徹底

排除、であった。
・（内容）上記条例の実現は教育行政の新たな構造の創出として評価されると考えている。首長の積極的関与に対し強い批判が展開されたが、首長と教育委員会の役割を基幹から再定義。独善を排し、可能性と発展性、機動性に富んだシステムとなった。

「教育のステークホルダー」が教育を作り育てる構造もできた。行政と学校に対し教育情報の積極提供を明文化し、判断と選択を支援することとした。明文化は「開かれた教育」の基礎である。「教育のステークホルダー」が教育活動に実質的かつ有効に関与し、その意思が実現されるよう、学校協議会の仕組みを工夫した。（私は区（長）との協力を訴えてきたが、「区長権限を縛る」などの理由で条例案に盛り込めなかった。しかし、市会により区長による協議会支援を追加していただいた。新大阪府（都）構想の大切な準備でもある。）
・（提出議案）私が提案した議案は 2 つ。「教育長の事務局に対する適切な指揮を求める」動議と「条例案に関する議論の徹底した公開を求める」動議である。教育関係条例の審議に際し、教育委員会事務局が独断で「大阪市教育基本条例（案）に対する修正案」（添付ファイル名は「大阪市教育基本条例対案」）と題した文書を作成して教育委員に送付し、非公開の協議会で議論を求めたことに対し、教育委員会（教育委員）が事務局に対するガバナンスを確立し、自らの主導と責任において公正な条例審議を行い、いやしくも形骸化の批判を招かないこと、また切実な思いで審議を見守る市民にそのプロセスを完全公開することが目的であった。しかし、両動議の賛成は私 1 人で否決された。なお、修正案はその後の審議の基礎とならなかったのは幸いであった。修正案は現行条例の理念と骨子において全く異なる内容であると私は考える。
・（減災教育）私たちは東日本大震災を体験した。2 万人に届こうとする「死」。苦悩する幾多の「生」。減災（防災）教育は「逃げる技術」と等値ではない。「命」とは何か、どう「生」きるか、実存が基底にある。学び、生きる意欲を育てる。「いじめ」がどんなに無価値な行為かさえも語ってくれる。そのためには、体系的かつ継続的な教育展開が不可欠だった。

ところが、大阪の減災教育は根本的に変わらなかった。レベルの低さと遅れは他府県と比べるまでもなく目を覆うばかり。私は報告書「教育における減災（防災）の展望」を教育長に提出した。減災教育の目的、確実な効果を釜石市などの実例とともに詳述した。協議会等でも説明し、減災教育の迅速な組織的開始の重要性と必要性を訴えた。

23 年度、教育委員会は「手引き」を再度改訂した。防災計画の点検と見直し、防災訓練を実施した。区役所主催の防災フォーラムに参加した…。だが、減災教育の本質はきちんと把握され実行されていない。区役所に任せればよいものでは決してない。子供は減災の主役だ。学校教育が主体性と責任を取り戻し、「命」を含む広い裾野に立たねばならない。

減災教育のための新規予算は、1 円も認められなかった。今も全国に誇れる減災教育の形はない。教育の重要性について教育長等を説得できなかった責任は私にある。大阪の小・中学生は一生において必ず大災害に遭う。災害でなくても、自らの生を放棄したくなる危機に出遭う。そのとき減災教育の不十分さが原因で命を落としたり自

ら命を絶つ子があれば、万死に値すると考えている。私はこの項目において、十分に私の職責を果たしていない。

【永井委員（教育長）】

(1)平成23年度の教育委員会の状況・課題についての認識

平成 23 年度は、前年度末の東日本大震災の発生や、大阪市教育行政基本条例及び大阪市立学校活性化条例の制定に向けた動きなど、国・本市をめぐる大きな懸案事項があったことから、例年より多くの臨時教育委員会会議や教育委員協議会の場で、審議・意見交換を重ねた。

(2)平成23年度に特に取り組んだことと成果

また、教育長として、教育委員会の指揮監督の下、「平成 23 年度教育委員会事務局運営方針」に基づき、教育委員会の権限に属する事務を円滑に執行するよう努めた。

学校教育の領域においては、全小・中学校で小中一貫した教育を実施するにあたり、習熟度別少人数授業や言語力の育成、放課後ステップアップ事業などの取組について方法を改善しながら一体的に推進してきた結果、多くの指標で前年度に比べて改善が見られた。また、小中一貫した教育をより発展した形態で行うために施設一体型校を整備し、24年４月に(愛称)やたなか小中一貫校を開校することができた。

さらに、「生きる力」をはぐくむ教育活動のより一層効果的な実施に向け、学校力・教師力の向上と学校・家庭・地域が連携した学校教育への支援を重点的に進めた。学校力の向上に関しては、学校関係者評価の全校実施により検証・改善サイクルが確立できたところであり、今後、内容の充実や結果の活用をさらに進めてまいる。また、教師力の向上に関しては、授業研究を伴う校内研修の年間平均実施回数が特に中学校において目標を大きく上回るなど、指導技術を継承・発展するための取組が各学校園に広がっており、若手教員をはじめとする教職員の資質・能力の向上が進むものと期待できる。学校・家庭・地域の連携に関しては、学校元気アップ地域本部を新たに52中学校区で設置できたほか、ボランティア登録数が目標を大きく上回っており、学校図書館の活性化や放課後学習の実施に貢献している。今後ともこれらの取組を重点的に実施することで、取組の相乗的な効果が得られるようにしてまいりたい。

なお、高等学校教育においては、他にはないグローバルビジネス科を有する「大阪ビジネスフロンティア高等学校」の開設準備を進めて24年４月に開校できた。また、特別支援教育においては、東住吉・(新)難波の両特別支援学校の整備に向けて進めるとともに、小・中学校に対する支援を積極的に行ったところであり、一人ひとりの個性を伸ばす教育の充実を図ることができたと認識している。

次に、生涯学習の領域においては、前述の学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティづくりのほかに、図書館の機能充実や生涯学習センター・生涯学習ルームなどにおける学習機会や情報の提供を進め、多くの市民からご利用いただいた。今後とも、教育コミュニティの活動に市民の参画を促進するとともに、市民の生涯にわたる学習を引き続き支援するよう一層の工夫を講じてまいる。

以上の取組を重点的に進める一方で、職員数の削減や民間委託の推進で目標を達成するなど、効率的な運営体制の確立を概ね予定どおり進めることができた。今後とも、

持続可能な行財政基盤の構築に向け、さらなる見直しに努めてまいりたい。

(3)今後の取組の方向性

戦略のうち「確かな学力の確立」は、着実に成果が上がっているものの目標との差は依然としてあると見られる。引き続き学力向上を喫緊の課題として位置付け、学校力・教師力の向上と学校・家庭・地域が連携した学校教育への支援の推進を通じて取組の一層効果的な実施を図るとともに、ＩＣＴの活用など新たな取組を進めてまいりたい。なお、小中一貫した教育や食育において実施に当たっての課題が見られることから、いずれも改善策を着実に進めてまいる。併せて、東日本大震災の教訓を活かした防災教育の一層の推進や、児童虐待が後を絶たない状況を踏まえた対応の徹底などにも取り組む。

また、府市再編の検討が進む状況において、高等学校や特別支援学校の移管などの項目について、大阪府教育委員会と連携しながら課題の整理や方策の検討を進め、これまでに培った強みを発揮できるように留意して今後の大阪の教育のあり方を議論してまいりたい。

さらに、先般制定された大阪市教育行政基本条例や大阪市立学校活性化条例の趣旨を踏まえ、今後、大阪市教育振興基本計画の改訂において、これまでに述べたことも含め、本市における教育の今後の方向性を定めていく。